

概要

概要

1 東京都における福祉のまちづくりの経緯

(1) 福祉のまちづくり条例制定に至る経緯

東京都は、昭和 56 年の国際障害者年を契機とする福祉のまちづくりの取組の中で、知事の諮問機関として昭和 59 年に「福祉のまちづくり東京懇談会」を設置しました。

同懇談会からの提言（昭和 61 年）をもとに、さらに、障害者団体をはじめ多方面からの広範な意見を取り入れ、昭和 63 年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定しました。この整備指針は、都における福祉のまちづくりの総合的な展開のあり方を示すものであり、また、公共建築物や公共交通施設、道路、公園などについて、高齢者や障害者を含むすべての人が利用しやすいよう具体的な整備基準を規定したものです。

また、平成 5 年には、福祉のまちづくりの観点から、東京都建築安全条例に「障害者及び高齢者に配慮を要する特殊建築物」についての規定を設けました。

さらに、平成 6 年 4 月、福祉のまちづくりを一層推進し「やさしいまち東京」を実現するため、知事の諮問機関として、学識経験者や事業者団体及び障害者団体の代表者など 30 名の委員で構成する「やさしいまち東京懇談会」を設置し、条例制定を含む福祉のまちづくりの総合的なあり方について、調査・検討を依頼しました。

平成 6 年 11 月の同懇談会からの答申をもとに、「東京都福祉のまちづくり条例」（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を平成 7 年 4 月に制定し、平成 8 年 9 月には施行規則を整備し、全面的に施行されました。

(2) 福祉のまちづくり条例の一部改正

条例制定から 5 年が経過した平成 12 年、急速な少子・高齢社会などに対応するため、新たに子育て支援環境設備（ベビーチェア・ベビーベッド、授乳及びおむつ替えの場所）の整備項目への追加や、共同住宅を整備対象施設とするなど、条例及び規則の改正を行いました。

(3) ハートビル条例の制定

平成 15 年、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が改正され、建築確認の審査対象として利用円滑化基準の適合義務を創設し、地方公共団体が条例により対象となる用途や基準を付加できる等の内容が盛り込まれました。これに伴い、都は「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「ハートビル条例」という。）を平成 16 年 7 月に施行しました。

(4) ユニバーサルデザインの理念に基づく条例への改正

福祉のまちづくり条例に基づき、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「福祉のまちづくり推進協議会」）が平成 15 年 8 月に意見具申した「『21 世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について」において、それまで取り組んできた高齢者や障害者に対するさまざまなバリアを取り除くというそれまでのバリアフリーの視点から、子どもや外国人などを含め、すべての人にとってより快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリアを生み出さないようにするユニバーサルデザインの考え方に立って、福祉のまちづくりを進めて

いくことの重要性を述べました。

都はこれに基づき、「福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」や「都立建築物のユニバーサルデザインガイドライン」を策定するなど、ユニバーサルデザインの考え方に立って福祉のまちづくりを進めてきました。

一方、国では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）を平成12年11月に施行し、平成18年12月には同法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）を施行しました。

こうした福祉のまちづくりを取り巻く環境の変化に対応するため、福祉のまちづくり推進協議会が平成20年11月に意見具申した「東京都福祉のまちづくり条例の改正及び推進計画策定の基本的考え方」に基づき、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるよう、平成21年4月、ユニバーサルデザインを基本理念とした条例へと東京都福祉のまちづくり条例を改正しました。それまでの福祉のまちづくり条例では、整備基準への適合努力義務が求められていましたが、新たな条例では、施設整備をこれまでより一歩進めるため、規則で定める一定規模以上の施設について、整備基準への適合を遵守義務としました。（平成21年10月1日施行）

これに伴い、規則で定める整備基準については、「バリアフリー法」や「高齢者や障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「建築物バリアフリー条例」という。バリアフリー法の施行に合わせ、ハートビル条例を名称変更。）との整合性を図りました。また、建築物については、生活に身近な店舗等のバリアフリー化を進めるため、新築又は改修時に届出を要する施設に小規模な物販店舗等を加えるとともに、併せて、小規模建築物の実態に十分配慮した整備基準を創設しました。（平成21年10月1日施行）

(5) 福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備

国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。条約締結に先立ち、障害者差別解消法等の国内法令の整備が進められてきました。

また、平成29年2月に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」をとりまとめました。平成29年3月には、アクセシビリティに関する指針として、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」が策定されました。それらと並行して、建築設計標準の改正、バリアフリー法、旅客施設、車両整備ガイドライン等の改正が行われました。

これらの動向を踏まえ、東京2020大会とその先を見据えて、誰もがまちの中を円滑に移動できるとともに、すべての人々が同じ水準のサービスを受けられることなどを目指し、共に楽しむことができる福祉のまちづくりをより一層推進するため、車いす使用者対応観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準に追加する規則改正を行いました。（平成31年4月1日施行）

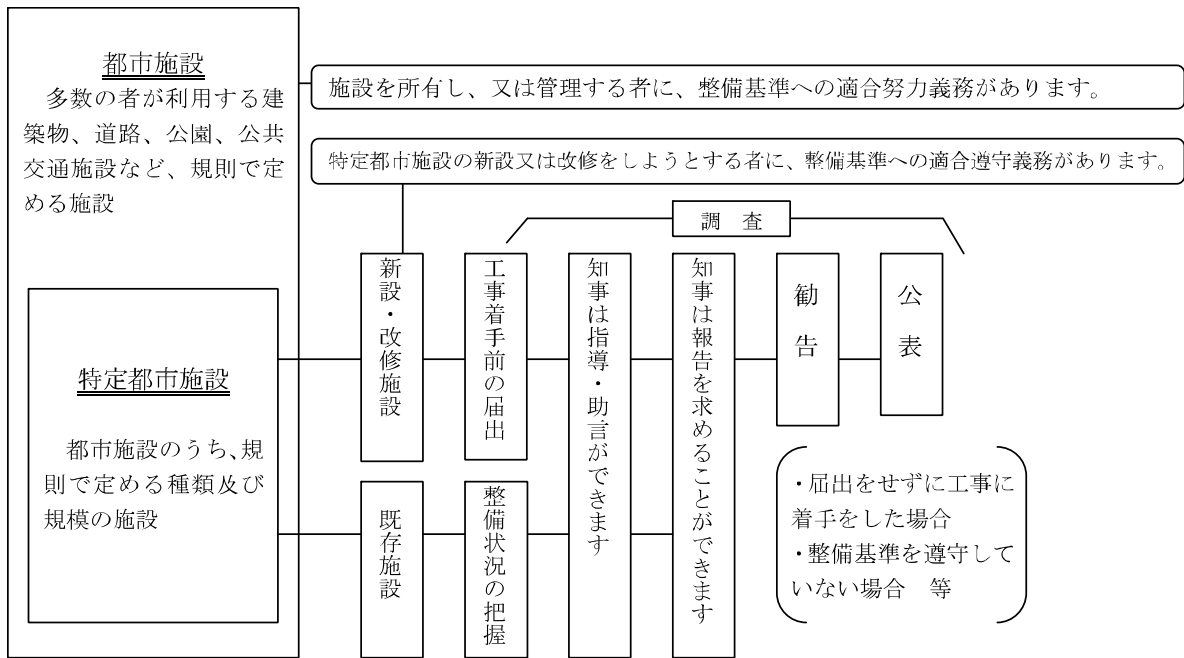
また、建築物バリアフリー条例において、国内で初めて、宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い、福祉のまちづくり条例においても、宿泊施設の一般客室の整備基準を追加する規則改正を行いました。（平成31年9月1日施行）

2 条例の対象となる施設

- ◇ 都市施設（整備基準への適合努力義務がある施設）
- ◇ 特定都市施設（都市施設のうち、新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の際に、整備基準への適合遵守義務があり、かつ工事着工前の届出が必要な施設）

	都市施設		特定都市施設
建築物 (小規模建築物を含む。)	1 学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	すべて
	2 医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所、薬局	すべて
	3 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	1,000㎡以上
	4 集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの)、公会堂	すべて
		集会場(冠婚葬祭施設を含む。すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの)	1,000㎡以上
		公民館など	200㎡以上
	5 展示施設等	展示場、自動車展示場など	1,000㎡以上
	6 物品販売業を営む店舗等	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど	すべて
		卸売市場	2,000㎡以上
	7 宿泊施設	ホテル、旅館など	1,000㎡以上
	8 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて
		事務所(他の施設に附属するものを除く。)	2,000㎡以上
	9 共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿など	2,000㎡以上
	10 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべて
	11 運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボウリング場、遊技場など	1,000㎡以上
	12 文化施設	博物館、美術館、図書館など	すべて
	13 公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	1,000㎡以上
	14 飲食店等	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など	すべて
		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	1,000㎡以上
	15 サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店など	すべて
	16 工業施設	工場など	2,000㎡以上
	17	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべて
18 自動車関連施設	駐車場	500㎡以上	
	自動車修理工場、自動車洗車場	200㎡以上	
	ガソリンスタンド	すべて	
	自動車教習所	1,000㎡以上	
19 公衆便所	公衆便所	すべて	
20 公共用歩廊	公共用歩廊	2,000㎡以上	
21 地下街	地下街など	2,000㎡以上	
22 複合施設	1から21の施設の複合建築物	2,000㎡以上	
道 路	道路	道路法による道路	すべて
公 園	公園等	都市公園、児童遊園、都立霊園、その他都立及び区市町村立公園など	すべて
公 共 交 通 施 設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	すべて
路 外 駐 車 場	路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの		500㎡以上

3 施設整備の進め方



◇ 新設、改修に係る特定都市施設については、工事着手する日の30日前までに、整備基準適合の届出が必要です。（国・区市町村等が整備するものを除く。）建築確認が必要な施設については、建築確認申請に先立って、届出を行ってください。

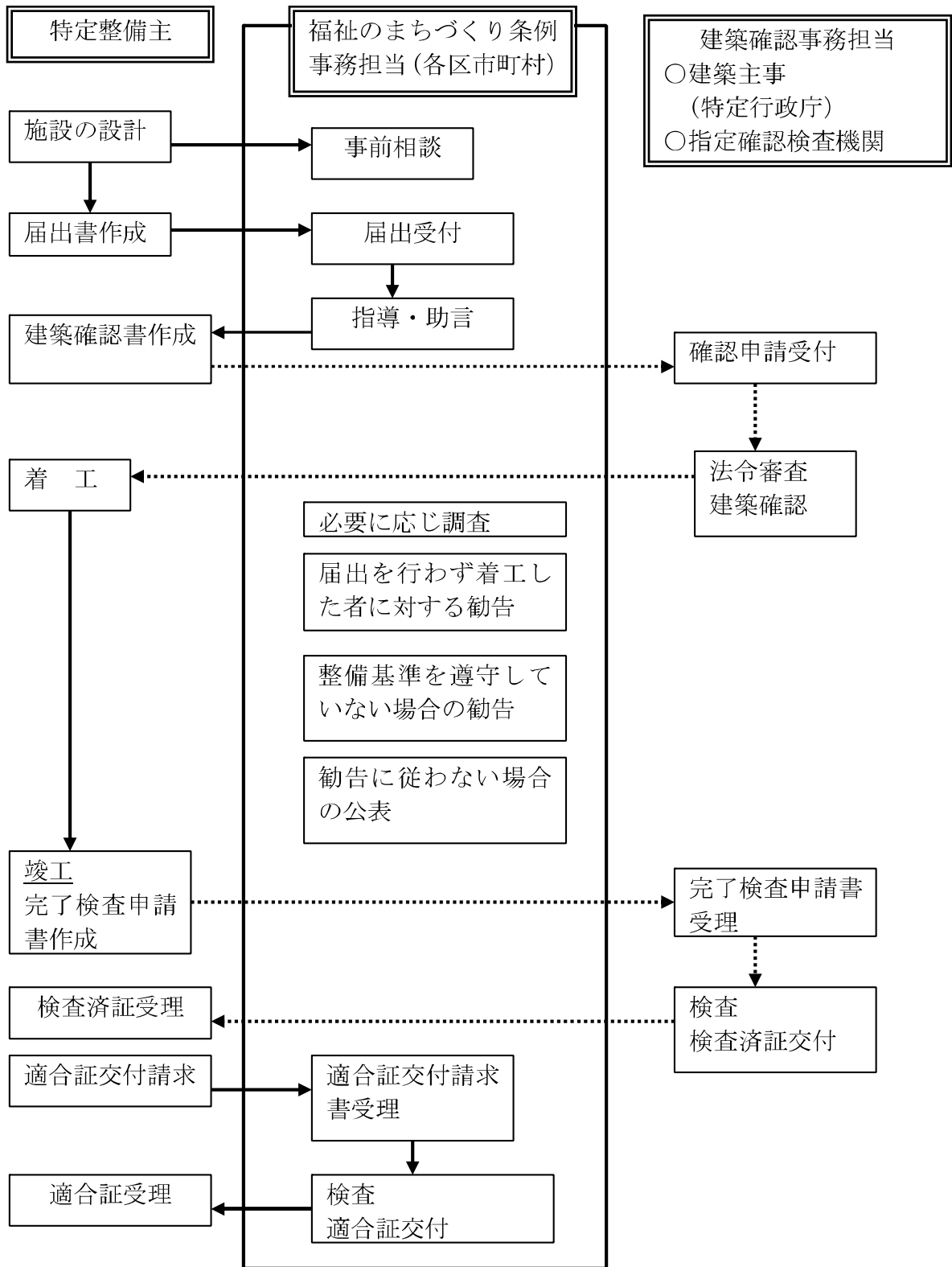
必要な書類

- ・特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（規則別記第3号様式又は第4号様式）
- ・特定都市施設整備項目表（規則別記第5号様式から第10号様式までのうち該当するもの）
- ・特定都市施設の区分に応じ、規則別表第12に定める図書
 （規則の別表及び様式は、資料編に掲載した「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」をご覧ください。）

届出の提出先

届出の提出先は、各区市町村の「東京都福祉のまちづくり条例担当部署」です。

4 事務手続きの流れ



※特定整備主：特定都市施設の新設又は改修をしようとする者

5 ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備手法

(1) ユニバーサルデザインの視点

東京都では、平成 21 年 4 月、福祉のまちづくり条例をユニバーサルデザインを基本理念とした条例に改正しました。このため、条例で定める施設を整備基準に沿って整備する場合においても、高齢者や障害者を含めたすべての人が安心して円滑に施設を利用できるよう、設計していく必要があります。

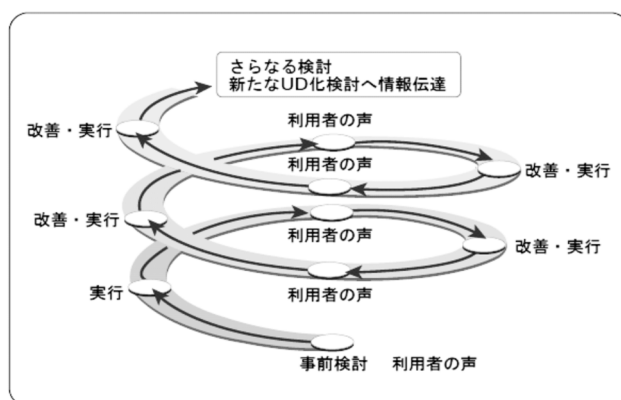
そのため、都は平成 18 年 1 月に福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドラインを作成し、その中でユニバーサルデザインを生かした施設整備を図るために必要となる都独自の 5 つの視点を示しています。

5 つの視点

公平(だれもが同じように)
だれもが同じように施設や設備を利用できる
<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者や障害者、子ども、外国人などの多様なニーズを視野に入れている。・ 基本的にだれもが同じ動線で利用できる経路となっている(特別な経路を設定していない。)・ だれもが差別感や疎外感を感じることなく、利用できるようになっている。・ いくつかの利用手段、使用手段があり、利用者が選択できるようになっている。
簡単(容易に)
利用者の知識や能力、状況に関係なく、容易に施設や設備を利用できる
<ul style="list-style-type: none">・ 人の自然な動きに配慮し、分かりやすい配置や経路となっている。・ 施設や設備の利用方法が、簡単で分かりやすいようになっている。・ 情報が、必要な場所で適切な方法により入手できる。・ 情報が、重要な順に分かりやすく提供されている。
安全(危険なく)
特別な注意を払わなくても、危険なく施設や設備を利用できる
<ul style="list-style-type: none">・ だれにとっても、危険なものや場所がないように配慮されている。・ 設備・器具等が安全に操作、利用できるようにつくられている。・ うっかりミス等があっても、危険がないように配慮されている。
機能(使い勝手よく)
使い勝手よく施設や設備を利用できる
<ul style="list-style-type: none">・ どのような体格や身体機能の人にも、利用しやすいスペースや大きさとなっている。・ 押しボタン等の操作系設備の配置は自然な姿勢や動作で利用できるように配慮されている。・ 設備・器具等が、少ない力や自然な動作で利用できるように配慮されている。
快適(気持ちよく)
気持ちよく施設や設備を利用できる
<ul style="list-style-type: none">・ だれにでも快適さや心地よさが感じられるよう、素材や色使い等が配慮されている。・ 施設全体や周囲との調和に配慮した魅力あるデザインとなっている。・ 生活の豊かさが感じられるような質感の高いデザインとなっている。・ だれもが疎外感を感じることなく、気持ちよく利用できるようになっている。

こうしたユニバーサルデザインの考え方に立って整備していくには、利用者のさまざまな行動特性を理解し、把握する必要があります。そのためには、施設を管理する人や設計をする人は、施設的设计等の計画段階から、整備を行っている実施段階、整備終了後の利用段階などにおいて、利用者の意見を聴き、そのニーズを踏まえ、可能な限りすべての人に使いやすい施設とすることが重要です。

イメージ図



(2) 一体的、連続的整備の推進

福祉のまちづくり条例では、すべての人が施設を円滑に利用できるよう、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場について対象施設と整備基準を定め、整備を進めています。そして、個々の施設の整備を進めると同時に、公共交通施設と道路や建築物に近接する道路、情報提供など、施設間の円滑な利用や移動の連続性を確保するよう計画的・一体的に整備を進めることも重要となります。

このため、本条例では異なる施設所有者等が連携して一体的に整備をするよう定めています。

(3) とうきょうトイレの考え方による整備

東京都では、平成18年7月に福祉のまちづくり推進協議会からの意見具申「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針～とうきょうトイレ、その方向性～」を踏まえ、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方などだれでもが円滑に利用することができるトイレの計画的整備を進めています。

ポイント1 都市レベルでの適正配置

利用者の視点に立って、一定のエリア内に利用可能なトイレを半径400mから500mを目安とした圏内に配置してトイレの空白地帯をなくしていくことが望ましいとしています。

ポイント2 トイレの総合的な多機能化

だれでもがトイレを快適に利用できるようにするためには、広いスペースの便房(個室)、手すり、オストメイト設備、ベビーチェア、ベビーベッド等の設置等、トイレ全体で子供、高齢者や障害者に対して使いやすい環境を整備するという総合的な多機能化を図っていく必要があります。

- ・建築物の規模が小さい場合等で、トイレのスペースも1つの便房分しか確保できない場合は、その便房をだれでもトイレとして整備し、だれでもが利用できる多機能なものとする必要があります。
- ・一般トイレとだれでもトイレを設置できるスペースがある場合には、特別なニーズに対応する

ための様々な機能をだれでもトイレに付加するのではなく、一般用トイレで利用者のニーズの基本的な部分を受け止めることや、便房（個室）にも機能を振り分けることが望ましいとしています。

- ・建築物の規模が大きい場合（大型物販店など）は、階ごとに機能の異なるトイレを整備することにより、全体として各種機能の充実を図り、利用者の多様なニーズに応えていくことも可能です。このように機能を分散させる場合には、特に、利用者への適切な情報が不可欠です。

利用者の多様なニーズにあったトイレをトイレスペース全体から選択することが可能となることで、「だれでもトイレ」に利用が集中して必要とする人が使えないという状況をなくすことができます。

ポイント3 快適性の保持に向けた取組

トイレが整備されても、適切な維持管理がされないと利用者は快適にトイレを利用することができません。清掃、トイレットペーパーの補充等の業務に合わせて、設備の異常や故障などに対する速やかな対応ができる管理体制が必要です。

ポイント4 トイレの利用方法（ルールとマナー）

快適なトイレ空間を継続的に実現するためには、施設提供側が行う整備、維持管理だけでなく、利用者が適切な方法でトイレを利用することも不可欠です。

- ・だれでもトイレには広いスペースが必要な車いす使用者など、だれでもトイレしか利用できない人が優先されます。そのための使用ルールを明示することや普及啓発が必要です。
- ・公共財の利用にあたっては、ルールの遵守にとどまらず、後から使用する人が不快とならないようにするなど、マナー意識をもった行動が求められます。

ポイント5 トイレ情報の発信

トイレを利用したい人が迷わずにトイレにたどりつくためには、案内標識の設置など、わかりやすいトイレ表示の連続性が重要です。特に、階ごとに、機能の異なるトイレを整備するなどトイレの機能を建物全体として多機能化する場合には、建築物全体の情報と当該フロアの一括情報を一緒に利用者に情報提供することが必要になります。

6 このマニュアルの見方

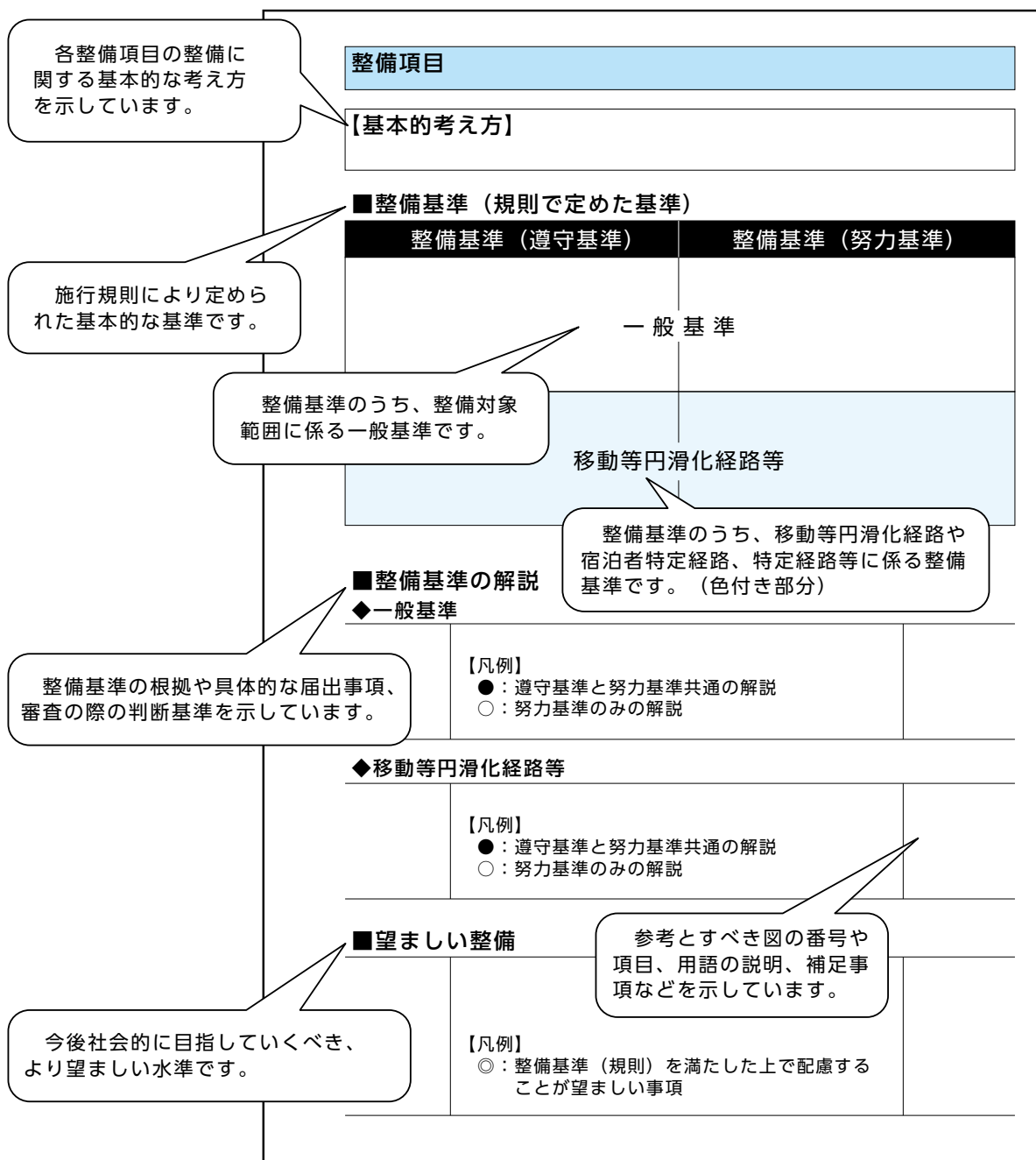
◆建築物編

建築物編では、「建築物（共同住宅等以外）」「共同住宅等」「小規模建築物」の順番で、それぞれの整備基準などを整備項目別に整理してあります。

「建築物（共同住宅等以外）」「共同住宅等」では整備項目ごとに「①基本的考え方」「②整備基準」「③整備基準の解説」「④望ましい整備」「⑤参考図」の五つにより構成されています。ただし、「建築物（共同住宅等以外）」の整備項目⑱～㉓は「①基本的考え方」「②必要な整備」「③望ましい整備」「④参考図」の四つにより構成されています。

また、「小規模建築物」では、整備項目ごとに「①整備基準」「②整備基準の解説」「③参考図」の三つにより構成されています。

【建築物（共同住宅等以外）の一例】



《 参考図 》

【凡例】

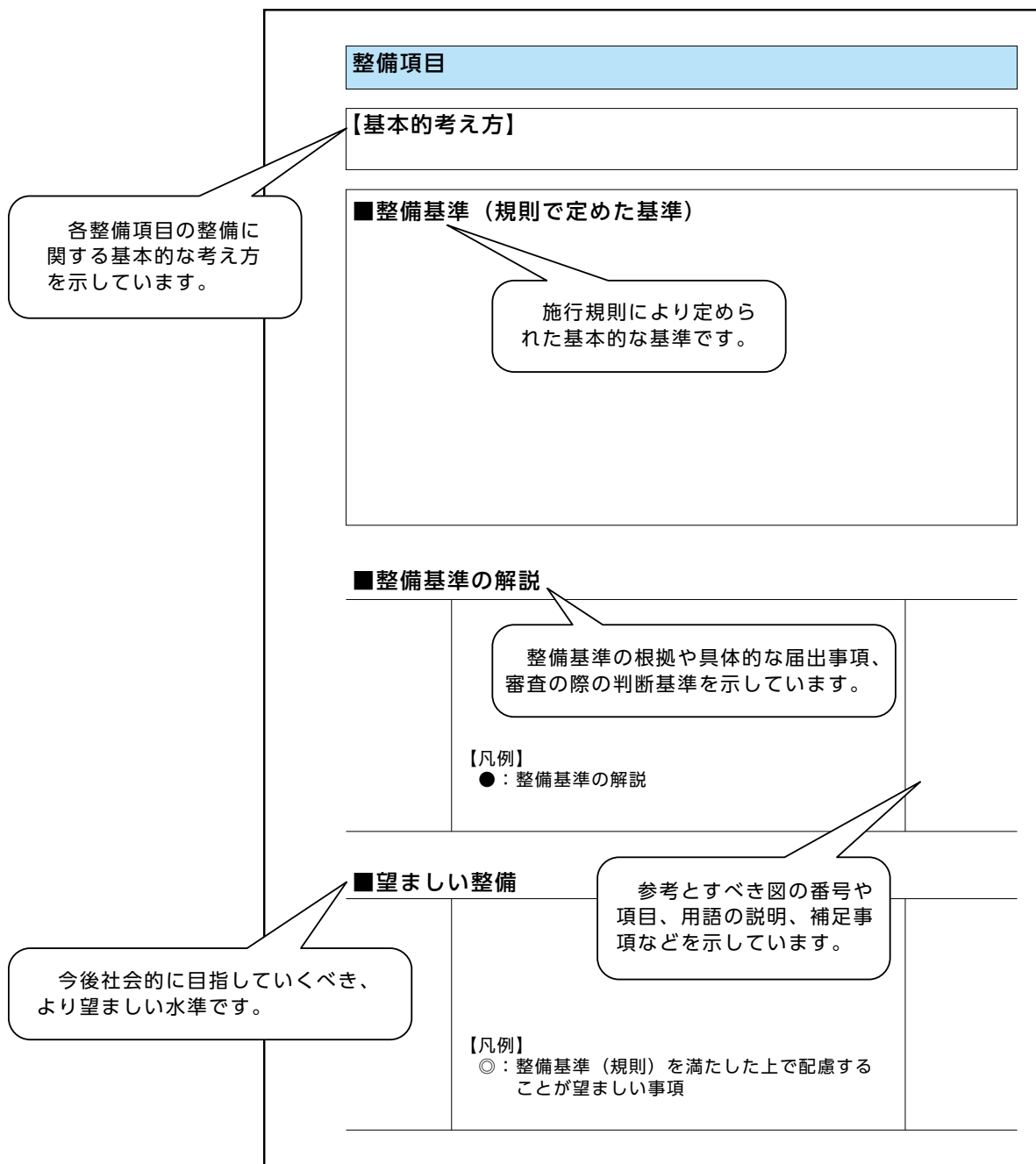
- ：遵守基準となる整備基準
- ：努力基準となる整備基準
- ◎：望ましい整備

マニュアルの図解は
整備基準の内容の理解を
容易にするためのもので、一例と
して表示してあります。各施設の設計
目的や構造などに応じて、より利用
しやすいよう、設計における
配慮をお願いします。

◆道路編・公園編・公共交通施設編・路外駐車場編

道路編・公園編・公共交通施設編・路外駐車場編では整備項目ごとに「①基本的考え方」「②整備基準」「③整備基準の解説」「④望ましい整備」「⑤参考図」の五つにより構成されています。ただし、公園編の整備項目⑯～⑲は「②整備基準」「⑤参考図」が、路外駐車場編では「⑤参考図」がありません。

また、公共交通施設編では、「Ⅰ 公共交通施設」「Ⅱ 鉄軌道駅」「Ⅲ バスターミナル」「Ⅳ 旅客船ターミナル」「Ⅴ 航空旅客ターミナル」の順番で、それぞれの整備基準などを整備項目別に整理してあります。



《 参考図 》

【凡例】

- ：整備基準
- ◎：望ましい整備

マニュアルの図解は
整備基準の内容の理解を
容易にするためのもので、一例と
して表示してあります。各施設の設計
目的や構造などに応じて、より利用
しやすいよう、設計における
配慮をお願いします。